

参考資料 3

国 国 計 第 207 号

平成 25 年 3 月 22 日

各都道府県土地利用基本計画担当部局長 殿

国土交通省国土政策局

総 合 計 画 課 長 （公印省略）

国土利用計画法に基づく土地利用基本計画 及び国土利用計画の運用指針について

国土利用計画法（昭和 49 年法律第 92 号）に基づく土地利用基本計画及び国土利用計画の運用にあたり、日頃から御尽力いただきありがとうございます。

同法は、施行以来 30 年以上が経過し、また、地方分権の観点から、国と都道府県の関係についての改正を何度か経たことで、現在では不明確となってしまった解釈・運用等が多々存在しているところであります。

このため、今般、土地利用基本計画及び国土利用計画についての国土交通省国土政策局の解釈、都道府県及び関係行政機関との関係等の運用の現状を、原則的な考え方として明文化し、これを改めて都道府県にお示しすることで、都道府県の多様な取組みを促しつつ、円滑な制度運用に資することとしました。

当然のことながら、地域の実情、個別の事案等によっては、本指針に示した原則的な考え方によらない運用が必要となる場合を排除するものではありません。また、本指針の趣旨は、現在の運用を直ちに本指針どおりの運用に改めるべきということではなく、今後運用していく中で必要に応じて本指針を一つの考え方として御活用頂き、地域の実情に合わせて、様々に活用して頂ければ幸いです。

以上を踏まえ、国土利用計画法の運用に関する技術的助言として、別添のとおり「国土利用計画法に基づく土地利用基本計画及び国土利用計画の運用指針」を策定し、別添にて通知します。

国土利用計画法に基づく土地利用基本計画及び国土利用計画の運用指針（抜粋）

第5 調整会議、第38条審議会及び市町村長からの意見聴取並びに公表

2 第38条審議会の設置並びに組織及び運営

(3) 委員の定数及び任期、構成等の例

(エ) 法第38条第2項の規定により、38条審議会の運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定めることとなっている。このため、会議の招集及び議決方法について、書面による審議や一定の事項については、38条審議会の意見を聴いたものとして取り扱い、事後、38条審議会に報告する（以下「専決」という。）といった運用を行う例もある（参考1）。これは、制度の仕組み上、当然に会議の開催が要請されるものではないためである。

ただし、少なくとも専決との運用を円滑に行うためには、あらかじめ38条審議会の承認を得ておくことが肝要である。

(オ) 上記(エ)に関連し、特に森林地域の縮小案件について、専決の取り扱いとしている都道府県がある。これは、森林の縮小案件については、林地開発後の事後的な変更ということもあり、審議会における議論の余地が少ないことなどの理由による。審議会における議論を効率的に行うという点から見ても、このような対応を行うことは一考である。

なお、審議会において、報告案件として林地開発の許可案件を報告している都道府県もある。これは、将来的に、当該開発を行った地域について森林地域を縮小する（可能性の高い）地域であることから、事前に審議会において説明しておくという点で有意義である。

(参考1) 38条審議会の運用例

(例) 専決を規定する条例・運営要綱

要綱第 条 は、審議会運営の効率化及び迅速化を図るため、国土利用計画法の趣旨に合致すると認められる一定の類型に属するものを対象として、あらかじめ審議会の承認を得て、専決基準を定めることができる。

2 は、専決基準に該当する事項については、審議会が適当と認めたものとして取り扱うことができる。ただし、当該事項に係る事務処理の後、速やかに審議会に報告しなければならない。